

都市計画マスタープランに掲げる土地利用計画見直し 対象エリア

○第一種低層住居専用地域指定エリア（市全域のうち一部）

- ・建て詰まりを防止し、良好な住環境の維持・向上を図り、市の特徴である住宅都市としての質を向上させるため、都市計画制度の活用を検討する。
- ・災害に強いまちなみを形成し、市民の安全・安心な暮らしの確保につなげるため、都市計画制度の活用を検討するとともに、老朽木造建築物の建替え更新を促進させる手法を検討する。

○恋ヶ窪駅周辺エリア

- ・国3・2・8号線の整備が進んでおり、今後の発展が期待される地域振興拠点にふさわしいまちづくりを推進する。

○東恋ヶ窪エリア（一丁目～五丁目の各一部）

- ・市内の良好な住環境の維持・向上を図るため、指定用途地域と現状の土地利用とのかい離が大きい地域について、望ましい用途の誘導等を行うための都市計画制度の活用を検討する。

○大規模な緑地を有する大規模敷地エリア

- ・周辺環境への影響が想定される大規模敷地において、周辺市街地と調和した適切な土地利用の誘導を行うため、都市計画制度の活用を検討する。

○史跡武蔵国分寺跡周辺エリア

- ・市の魅力をPRする観光名所が多く存在する武蔵国分寺跡周辺において、史跡整備の推進とともに、来訪者が休憩できる店舗の立地ができる環境を整えることなどにより、来訪者の利便性の向上につなげ、都市計画マスタープランに位置づけたトライアングルゾーンの魅力を高める。
- ・史跡内を通る国3・4・1号線に頼ることのない道路ネットワークを構築することで、歴史文化の拠点としての魅力向上につなげる

国分寺駅北口周辺エリアについては、平成31年3月1日付で都市計画の決定・変更を告示しております。

